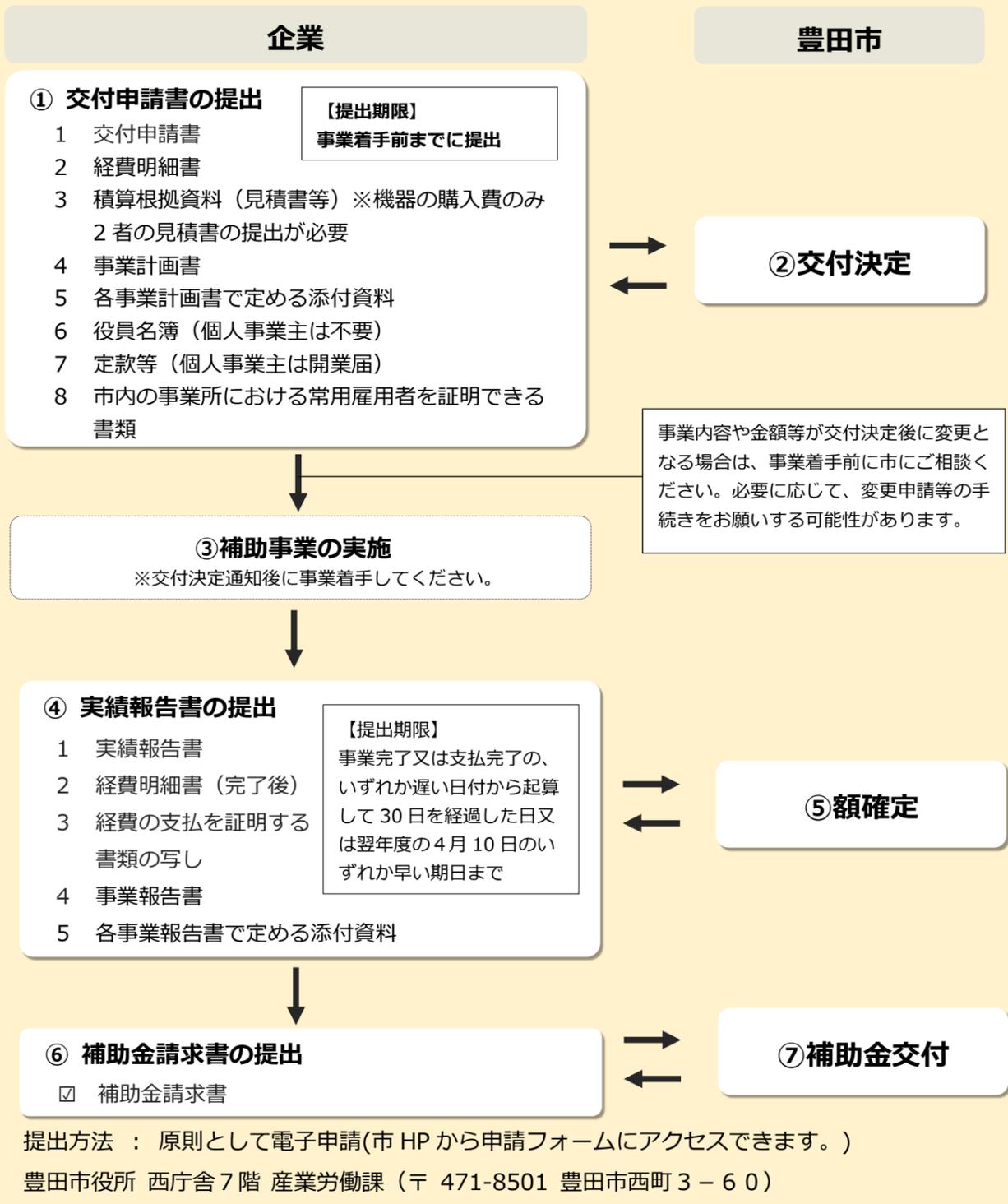


申請から交付までの流れ



豊田市では様々な企業支援施策を実施していますので、ぜひご活用ください！

【働きやすい職場づくり推進事業所】 自社の働き方改革の取組状況が確認できると共に一定基準に達すると「働きやすい職場づくり推進事業所」として市が所管するHPに掲載されます。 	【はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰】 働きやすく働きがいのある職場づくりに積極的に取り組む事業所の表彰制度 基準を達成すると、事業所表彰へ応募ができます！  	【とよたキャリアカレッジ】 女性従業員のキャリアアップや職場定着を支援するためのセミナーや個別相談会を実施 多種多様なセミナーが受講可能！  
--	--	---

豊田市内の中小企業者の皆さまへ

2024年度

豊田市働き方改革推進支援補助金

全業種の中小企業者の皆さまを対象に、補助限度額50万円/年度、補助率1/2で次の3つの事業を支援します。

豊田市は働き方改革の推進に取り組む市内中小企業者の皆さまを応援します。ぜひご活用ください！

NEW R6.4月～
 建設業、運輸業、郵便業、医療(看護業を含む)、福祉(介護業や保育業を含む)、警備業を事業として営む中小企業者が、当該業種に係る補助事業を行う場合、補助率の上乗せがあります。

社内コミュニケーションの活性化やモチベーション向上に資する取組を支援/ 働き方改革に向けた基盤づくり事業

例えばこんなことに活用できます

- 従業員満足度調査を実施
- 社内ルールや福利厚生等をまとめた冊子等の作成
- WEB社内報アプリの導入・改修
- 人事評価制度等の構築や見直し

柔軟な働き方を実現させるための取組を支援/ 働く場所・時間の多様化促進事業

例えばこんなことに活用できます

- テレワークを実施するために必要なWEB会議機器等の導入
- 従業員がコワーキングオフィス等を利用するための登録料

誰もが働きやすく働き続けられる職場環境づくりに係る取組を支援/ 多様な人材活躍推進事業

例えばこんなことに活用できます

- 視覚障がい者用拡大読書器の購入
- 外国人の従業員のために社内マニュアルや標識類等の翻訳



豊田市 産業部 産業労働課 (〒471-8501 豊田市西町3-60)
 電話 0565-34-6774 FAX 0565-35-4317
 Email sangyou@city.toyota.aichi.jp
 ホームページ : <http://www.city.toyota.aichi.jp/index.html>

豊田市ホームページ



各補助事業共通の内容

対象：常時使用する従業員が在籍し、市内に本社を置く中小企業者

- ・ 市内に住所及び事業所を有する個人
- ・ 市内に主たる事業所（本社）を有する会社

判断に迷う場合は産業労働課まで個別にご相談ください。

注意事項：・ 事業着手日より前に交付申請を提出してください。
・ 交付決定通知後に事業着手をしてください。

- ・ **補助金の額は1会計年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）で1事業者につき50万円まで申請することができます。**
- ・ **補助金の交付は、会計年度に関わらず、①働き方改革に向けた基盤づくり事業から③多様な人材活躍推進事業まで補助事業ごとに通算して1回限りです。**

例1：令和5年度に①②③合わせて合計30万円の交付を受けた場合、令和6年度は本補助金に申請することはできません。

例2：令和5年度に①②合計50万円の交付を受けた場合、令和6年度は③で50万円まで申請することができます。

- ・ 同一事業に対して国、県又はその他の機関から補助金等の交付を受けている場合は市補助金の対象となりません。

※詳細は市のホームページでご確認ください。

② 働く場所・時間の多様化促進事業（補助限度額:50万円、補助率 1/2）

※建設業、運輸業、郵便業、医療（看護業を含む）、福祉（介護業や保育業を含む）、警備業を事業として営む中小企業者が、当該業種に係る補助事業を行う場合、補助率 2/3

補助対象事業	補助対象経費
(1)事業所以外の場所での勤務を認めるテレワークを新たに導入する事業	①テレワーク導入に必要な機器（WEB会議機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器、社外で従業員（ただし、代表者、事業主、雇用関係にない役員及び家族従業員を除く。）が使用するパソコンやスマートフォン等）の導入経費（ただし、使用料は除く。） ②テレワーク導入に必要な勤怠管理もしくはセキュリティ対策のためのシステムやソフトウェア等の導入経費（ただし、使用料は除く。）
(2)働く場所の多様化事業	従業員（ただし、代表者、事業主、雇用関係にない役員及び家族従業員を除く。）がコワーキングオフィス等を利用（ただし、事業所としての利用は除く。）する際に係る登録料（ただし、使用料は除く。）
(3)働く時間の柔軟化事業	働く時間の柔軟化に伴うシステムやソフトウェア（勤怠管理システム等）の導入経費（ただし、使用料は除く。）
(4)働く場所・時間の多様化に関する就業規則等を作成する事業	働く場所・時間の多様化に関する就業規則等の作成に係る謝金、委託料（顧問料は除く。）

① 働き方改革に向けた基盤づくり事業（補助限度額:50万円、補助率 1/2） ③ 多様な人材活躍推進事業（補助限度額:50万円、補助率 1/2）

※建設業、運輸業、郵便業、医療（看護業を含む）、福祉（介護業や保育業を含む）、警備業を事業として営む中小企業者が、当該業種に係る補助事業を行う場合、補助率 2/3

補助対象事業	補助対象経費
(1)従業員のニーズ及び満足度の調査や分析を行う事業	現状分析（従業員へのアンケート等による調査・分析）に係る謝金、委託料、印刷製本費、システムやソフトウェア等の導入・改修費（ただし、使用料は除く。）
(2)従業員へ社内制度等を周知する事業	従業員向けの社内制度や福利厚生をまとめたツール（パンフレット、社内イントラネット等）に係る作成費、印刷製本費、システムやソフトウェア等の導入・改修費（ただし、使用料は除く。）
(3)社内のコミュニケーションや情報共有・連携を促進する事業	企業と従業員、また従業員同士の相互理解を目的としたツール（社内SNS、イントラネット等）に係るシステムやソフトウェア等の導入・改修費（ただし、使用料は除く。）
(4)給与・賃金、人事評価制度の構築や見直しに関する事業	給与・賃金、人事評価制度の構築や見直しに関する相談に係るコンサルティング費用（ただし、顧問料は除く。）
(5)給与・賃金、人事評価制度に関する就業規則等を作成する事業	給与・賃金、人事評価制度に関する就業規則等の作成に係る謝金、委託料（ただし、顧問料は除く。）

※建設業、運輸業、郵便業、医療（看護業を含む）、福祉（介護業や保育業を含む）、警備業を事業として営む中小企業者が、当該業種に係る補助事業を行う場合、補助率 2/3

補助対象事業	対象経費
(1)多様な人材の就労環境を整備するための事業	①事業所の施設・設備等の工事費（ただし、事業用設備や補助事業者の事業に本来必要な施設、自宅との共有部分に係る設備や施設と判断されるものは除く。） ②就労支援機器等の導入・購入費（ただし、使用料は除く。） ③多様な人材の活躍推進に係る就業規則や社内マニュアル、社内掲示物等の通訳翻訳費、委託費、印刷製本費 ④多様な人材の就労支援に係る外部専門人材への謝金、委託料（ただし、雇用関係にある従業員への謝金や委託料は除く。）
(2)多様な人材の活躍推進制度の構築や見直しに関する事業	多様な人材の活躍推進制度の構築や見直しに関する相談に係るコンサルティング費用（ただし、顧問料は除く。）
(3)多様な人材の活躍推進制度に関する就業規則等を作成する事業	多様な人材の活躍推進制度に関する就業規則等の社内規定の作成に係る謝金、委託料（ただし、顧問料は除く。）